

国指定名蔵なぐらアンパル鳥獣保護区
名蔵なぐらアンパル特別保護地区
指定計画書（区域の拡張）
（案）

平成16年9月29日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

名蔵アンパル特別保護地区（区域の拡張）

(2) 特別保護地区の区域

名蔵アンパル鳥獣保護区のうち、神田橋左岸下流側を起点とし、県道石垣浅田線を南東に進み神田原400番地の北端に至り、同所を南西に進み神田原399番地の北端に至り、同所を南東に進み神田原396番地東端に至り、同所を北上し県道石垣浅田線との交点に至り、同所を南東に進み神田原395番地の1に至り、同所を南西に進み神田原393番地に至り、同所を南東に進み神田原385番地との交点に至り、同所を南進し神田原358番地の1の東端に至り、同所を西進し神田原360番地の1との交点に至り、同所を南進し浦田原排水路右岸との交点に至り、同所を西進し公有水面界との交点に至り、同所から公有水面界を北上し名蔵川左岸との交点に至り、同所を東進し起点に至る線で囲まれた区域並びに平地原1057番地の5の東端と県道新川白保線との交点を起点として、県道新川白保線を南西に進み平地原1059番地の1の東端に至り、同所を北西に進み公有水面界との交点に至り、同所を北上し浦田原排水路左岸との交点に至り、同所を浦田原排水路沿いに南東に進み神田原363番地の1の東端に至り、同所を南進し平地原1091番地の西端に至り、同所を南東に進み起点に至る線で囲まれた地域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成16年11月1日から平成35年10月31日（19年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

特別保護地区の指定目的

名蔵アンパル鳥獣保護区は、水鳥類の東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置するとともに、亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林、干潟、海浜、海面、原野、海岸林等の多様な自然環境がまとまって存在している。

このため、当該鳥獣保護区は、シギ・チドリ類、カモ類等の水鳥類の中継地又は越冬地となるとともに、八重山諸島特有の猛禽類、森林性鳥類等多様な鳥類の生息の場となっており、水鳥類ではクロツラヘラサギ、セイタカシギ、アカアシシギ等、猛禽類ではカンムリワシ、リュウキュウツミ、チュウヒ等、森林性鳥類ではキンバト、オオクイナ等の「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類」（環境省編）に記載された希少鳥類の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、干潟及びマングローブ林を中心とする区域は、底生生物、稚魚等が豊富であり、静ひつで安全な環境であることから、水鳥類の採餌の場又は休息の場として利用されている。また、原野を中心とする区域はカンムリワシの採餌の場等として利用されている。このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥類の生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・干潟及び原野は水鳥類及び猛禽類の採餌の場として、また、マングローブ林は水鳥類の採餌の場又は休息の場として、さらに、モクマオウ林は森林性鳥類の生息の場としてそれぞれ重要な場所であることから、干潟、原野、マングローブ林及びモクマオウ林については、現状のままの保護を基本とする。
- ・当該区域内の河川及び用排水路の整備並びにモクマオウ林内の道路の改修等に当たっては、鳥類の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関

との調整を図る。

2 特別保護地区の区域を拡張する理由

名蔵アンパル鳥獣保護区は、平成15年11月1日付けで県設名蔵鳥獣保護区が国指定名蔵アンパル鳥獣保護区及び同特別保護地区に指定されたところであるが、今回拡張する区域は、既指定特別保護地区の後背部に位置し、カンムリワシや水鳥等の休息、採餌の場としてきわめて重要な場所であり、現在の特別保護地区と一体で管理する必要があることから指定するものである。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 157ha (74ha)

内訳

ア 形態別内訳

林野	17ha (9ha)
農耕地	5ha (1ha)
水面	60ha (60ha)
その他	75ha (4ha)

イ 所有者別内訳

国有地 -ha (-ha)

地方公共団体有地 3ha (3ha)	都道府県有地 1ha (1ha)	制限林 -ha (-ha)
		その他 1ha (1ha)
	市町村有地等 2ha (2ha)	制限林 -ha (-ha)
		その他 2ha (2ha)

私有地 94ha (11ha)	制限林 8ha (-ha)	保安林 8ha (-ha)
		砂防指定地 -ha (-ha)
		その他 -ha (-ha)
	普通林 9ha (9ha)	
	その他 77ha (2ha)	

公有水面 60ha (60ha)

(注)()は既指定の区域面積

- ウ 其他の法令（条例を含む）による規制区域
- 自然環境保全法による地域 - ha (- ha)
 - 自然公園法による地域 - ha (- ha)
 - 文化財保護法による地域 - ha (- ha)

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、面積が約22.9km²の沖縄県石垣島の名蔵川下流部に位置し、干潟、原野、マングローブ林及びモクマオウ林がこの区域に含まれる。

イ 地形、地質等

当該区域は、海に開けた窪地状となっており、その窪地に土砂が堆積した結果、マングローブ林が広がり、海岸部には砂嘴が形成し、全体としてラグーンを形成している。

河口から約3km上流付近の河床下まで沖積層が分布し、軟弱なシルト・粘土が堆積している。また、海岸沿いは、新期砂丘層が分布し、現世サンゴ礁堆積物の破片によって構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域はマングローブ林を主とし、その構成種は、オヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ、ヒルギモドキ、ヒルギダマシ及びマヤブシキの6種である。

マングローブ林の後背地にはシャリンバイ、シマシラキ、ミフクラギ等が見られる。

また、浜堤上の防風防潮林としてモクマオウ林が植林により広がっている。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類については、餌動物である底生生物や魚類が豊富であるため生息数が多く、平成14年度の調査で、35科131種の鳥類の生息が確認されている。また、哺乳類としては、ヤエヤマオオコウモリ及びリュウキュウイノシシの生息が確認されている。魚類では、ニシン科、サヨリ科、ボラ科等の生息が確認されている。底生生物では、キバウミニナ等の貝類、ミナミアシハラガニ等の甲殻類の生息が確認されている。また、両生類・爬虫類では、サキシマヌマガエル、ホオグロヤモリ、サキシマハブ等の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成12年度 有害鳥獣捕獲許可件数 該当なし
- ・平成13年度 有害鳥獣捕獲許可件数 1件
加害鳥獣 カモ、バン、タシギ
被害作物 水稻
- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 2件
加害鳥獣 イノシシ
被害作物 サトウキビ サツマイモ
- ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 該当なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた

者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札	5	本
案 内 板	1	基